

4.受験資格

平成25年10月5日(試験の前日)に、下表の実務経験年数を満たしていることが受験資格条件になっています。(二級受験者の実務経験年数は三級及び二級シャシ合格日から算出します)

二級ガソリン・ジーゼル・2輪自動車	卒業した学校等	実務経験年数(自動車整備作業の実務年数)
	一種養成施設の二級課程	不要
	認定大学の二級課程	
	大学・短大・高等専門学校 (機械に関する学科)	三級合格後1年6ヶ月以上又は 二級シャシ合格後6ヶ月以上
	一種養成施設の三級課程	三級合格後2年以上又は 二級シャシ合格後1年以上
	高等学校・中等教育学校 (機械に関する学科)	
	上記以外の人	三級合格後3年以上又は 二級シャシ合格後1年以上

三級自動車シャシ	卒業した学校等	実務経験年数(自動車整備作業の実務年数)
	一種養成施設の二級課程	不要
	認定大学の二級課程	
	一種養成施設の三級課程	
	自動車タイヤ整備士合格者 自動車車体整備士合格者	
	大学・短大・高等専門学校 (機械に関する学科)	6ヶ月以上
	高等学校・中等教育学校 (機械に関する学科)	
	上記以外の人	1年以上

三級自動車ガソリン・ジーゼルエンジン	卒業した学校等	実務経験年数(自動車整備作業の実務年数)
	一種養成施設の二級課程	不要
	認定大学の二級課程	
	一種養成施設の三級課程	
	自動車電気装置整備士合格者	
	大学・短大・高等専門学校 (機械に関する学科)	6ヶ月以上
	高等学校・中等教育学校 (機械に関する学科)	
	上記以外の人	1年以上

自動車車体	卒業した学校等	実務経験年数(自動車整備作業の実務年数)
	一種養成施設の 自動車車体整備課程	不要
	認定大学の 自動車車体整備課程	
	一種養成施設の二級課程	1年以上
	認定大学の二級課程	
	大学・短大・高等専門学校 (機械に関する学科)	1年6ヶ月以上
	上記以外の人	2年以上

【機械に関する学科についての詳細は、兵整振事務所までお問い合わせ下さい。】

(車体・2輪自動車整備士の登録試験を受験される方へ)

車体・2輪自動車の国家実技試験の実施予定はありません。したがって、整備士資格を取得するには、実技免除の講習を受講する必要がありますが、車体・2輪自動車については年々受講者数が減少傾向にあり、講習自体が開講できなくなる可能性があります。登録学科試験を合格されたあとの学科免除期間は2年間で、それを過ぎると合格が無効になってしまいますので、先に講習を修了されてから登録学科試験を受験していただくことをお勧めします。